

# 特定非営利活動法人森の劇場プロジェクト定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人森の劇場プロジェクトという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県津市白山町二本木 306 番地 20 に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、加速する技術革新による人間力の低下や、自然環境破壊に拍車がかかる現代、津市文化創造事業の中で、「津市総合計画」「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」「文化芸術基本法」「SDGs」を踏まえ、公共文化施設の中に多世代多くの人が利他的役割を循環することのできる仕組みをつくり、集う人は感受性や審美眼といった生きる力を養い、より良い社会を探求する喜びを共有しながら、それぞれの人権を尊重することと自然と共存することをたのしめる、健康で幸福感の高い地域づくり、人づくりを通して、「笑顔あられ幸せに暮らせる津市」を実現することに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目標を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 環境の保全を図る活動
- (7) 災害救援活動
- (8) 地域安全活動
- (9) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (10) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- 1) 文化創造活動推進事業、「説明会」「勉強会」の企画運営
- 2) 子どものための文化芸術体験事業、「子ども里山そうぞう学校」の企画運営
- 3) 大人のための文化芸術体験事業、「大人も里山そうぞう学校」の企画運営
- 4) そうぞう（想像×創造）活動アウトリーチ事業
- 5) 市民による舞台芸術創作活動
- 6) コミュニティ醸成のための文化芸術活動支援事業
- 7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員（以下「メンバー」という）は、次の四種とし、運営メンバーをもって特定非営利活動推進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 運営メンバー：この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 実行メンバー：この法人の目的に賛同して入会し、法人の企画の中で活動してくれる人
- (3) 森劇メンバー：この法人の目的に賛同して入会した、一年目の入会者
- (4) 協賛メンバー：この法人の目的に賛同してくれる応援団としての入会者

(入会)

第7条 メンバーの入会については、特に条件を定めない。ただし、運営メンバーに関しては、活動の企画・運営に協力し、法人の理念・目標・目的を理解し賛同する個人及び団体とする。

2. メンバーとして入会しようとするものは、代表が別に定める入会申込書により、代表に申し込むものとし、代表は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3. 代表は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 メンバーは、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(メンバーの資格の喪失)

第9条 メンバーが次の各号の一に該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、またはメンバーである団体が消滅したとき。
- (3) 理由なく継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 メンバーは、別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 メンバーが次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、そのメンバーに対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の理念・目標・目的に大きく反する行動・行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上5人以内
  - (2) 監事1人以上3人以内
- 2 理事のうち一人を代表、一人以上二人以内を代表補佐とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 代表及び代表補佐は、理事の互選とする。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表は、この法人を代表し、その業務を総理する。

代表以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

2. 代表補佐は、代表を補佐し、代表に事故のあるとき又は、代表が欠けたときは、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
4. 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又は、この法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
3. 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は前任者の任期の残存期間とする。
4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を設けなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、運営メンバーをもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

(7) 会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の利益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 運営メンバー総数の5分の1以上から会議の目的である事項を掲載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表が招集する。

2. 代表は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した運営メンバーの中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、運営メンバーの2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した運営メンバーの過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
3. 理事又は運営メンバーが総会の目的である事項について提案した場合において、運営メンバーの全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各運営メンバーの表決権は、平等なものとする。

2. やむを得ない理由のために総会に出席できない運営メンバーは、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法により表決し、又は他の運営メンバーを代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した運営メンバーは、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2項及び第50条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する運営メンバーは、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 運営メンバー総数及び出席者数（書面、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

- (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、記名押印しなければならない。
3. 前 2 項の規定に関わらず、運営メンバー全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号に掲げる事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の議決があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるものの他は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、代表が招集する。

2. 代表は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、少なくとも会日の3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のために出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3. 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的記録表決者にあたっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその議会において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印しなければならない。



## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

### (資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

### (資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表が別に定める。

### (会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

### (事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表が作成し、総会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

### (予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、総会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算を持って定めるもののほか、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した運営メンバーの 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認定を得なければならない。

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 運営メンバーの欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立認証の取り消し

2. 前項第 1 号の理由によりこの法人が解散するときは、運営メンバー総数の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

3. 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4. この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げるもののうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において運営メンバー総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 9 章 事務局

(設置等)

第 54 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、代表が任免する。

4 理事は、事務局長及び職員と兼職することができる。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

## 第 10 章 公告の方法

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示または電子公告するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第 11 章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表がこれを定める。

## 第12章 理念及び目標

### (理念)

第57条 この法人は、「愛と平和」に満ちた持続可能な希望と活力あふれる未来づくりに貢献し続けることを理念とする。

### (目標)

第58条 この法人は、産学官民の関わりの中、市民が主体となつたのしみながら利他力を活かすことにより、地域の課題を解決する能力を持ち、魅力的な地域色を生みだすことのできる、社会包摂型公共文化施設を実現することに目標を定めて活動する。

### 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表	長野多恵
代表補佐	伊藤知子
代表補佐	笠松智子
監事	東尾由美
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和4年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び事業予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から令和3年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) メンバー（運営・実行・森劇・協賛）年会費	1500円
--------------------------	-------

\*入会金は徴収しない。